



# 「金の果実」シリーズ

「金の果実」[愛称](銘柄コード:1540東証)「純金上場信託(現物国内保管型)」[正式名称]

「プラチナの果実」[愛称](銘柄コード:1541東証)「純プラチナ上場信託(現物国内保管型)」[正式名称]

「銀の果実」[愛称](銘柄コード:1542東証)「純銀上場信託(現物国内保管型)」[正式名称]

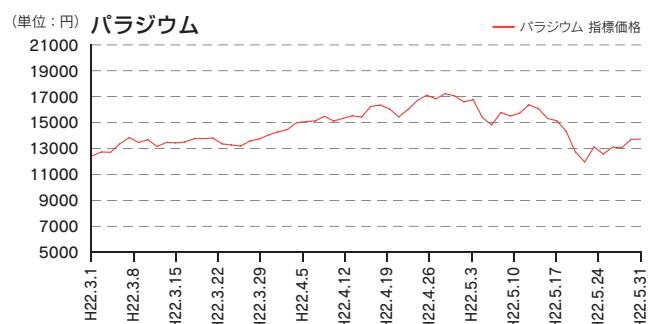
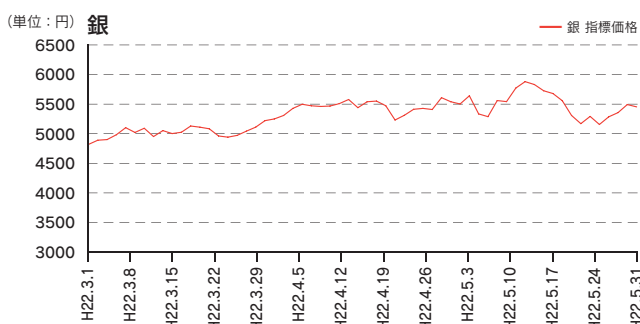
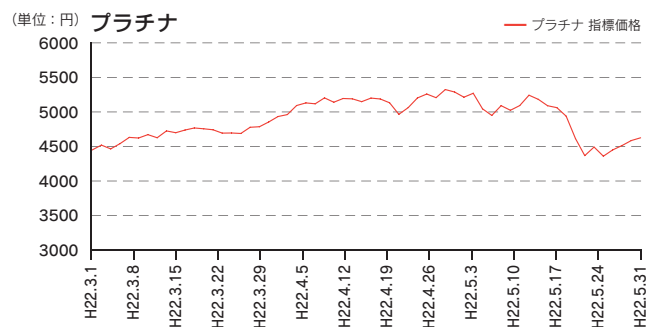
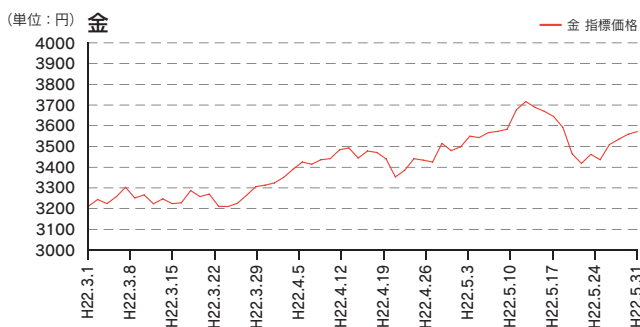
「パラジウムの果実」[愛称](銘柄コード:1543東証)「純パラジウム上場信託(現物国内保管型)」[正式名称]

- 一定口数以上で貴金属現物との転換(交換)可能なETFです。

## ETF「純金／純プラチナ／純銀／純パラジウム上場信託(現物国内保管型)」の特徴

- 貴金属現物(金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金)に裏づけされているETFで、初の国内組成による内国商品現物型ETFとなります。
- 貴金属地金は国内で保管されており、日本での貴金属現物との転換(交換)が可能です。(※)  
※転換(交換)単位、転換(交換)条件は各ETFにより異なります。また、貴金属現物との転換(交換)開始は、平成23年2月1日以降となります。なお、貴金属現物への転換(交換)は、指定転換販売会社のみでのお取扱いとなります。
- 指標価格は日本の投資家に馴染みのある「グラム・円」単位です。
- 国内組成のETFであり、通常の株式と同様に全国の証券会社にてお取扱いしています。
- 上場日から貸借銘柄に選定されます。

## 対象指標価格の推移



※上記指標価格は参考値です。指標価格は平成22年6月14日より算出を開始します。

※各指標価格は、金及びプラチナは1グラム、銀は100グラム、パラジウムは10グラムあたりの価格です。

## 指標価格は「貴金属現物の現在価値(理論価格)」です

- 指標価格は、国内の商品先物取引市場における各貴金属の先物価格(金・プラチナ・銀・パラジウム)から評価した、各貴金属地金の現在の理論価格です。
- 具体的には、株式会社東京工業品取引所における金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれ1グラムあたりの先物価格を、各貴金属のフォワードレート(先物価格と現物価格との値差を、現物価格を基準として年率換算し、百分率で表したものをいいます。)により現在価値に引き直し、金地金1グラム・プラチナ地金1グラム・銀地金100グラム・パラジウム地金10グラムあたりの現在の理論価格を指標価格とします。
- 株式会社東京工業品取引所の先物価格をベースとしているため、指標価格は「グラム・円」単位です。

## ファンド情報(共通)

上場取引所	東京証券取引所
上場日	平成22年7月2日
売買単位	1口
決算日	毎年1月20日
収益分配	原則なし
管理会社 信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託の委託者 <sup>(※1)</sup> カストディアン <sup>(※2)</sup>	三菱商事株式会社

(※1)信託の委託者が貴金属現物(信託財産)を拠出します。  
(※2)貴金属現物の保管を行います。

## 信託財産について

当該ETFは主として貴金属現物(金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金)を信託財産とします。

## ファンド情報(個別)

銘柄名	純金上場信託(現物国内保管型)
対象指標	金地金1グラムの現在価値(理論価格)
信託財産	金地金(純度99.99%以上)
信託報酬	年0.42%(税込み。平成22年7月2日現在) 上限年0.514%(税込み)以内で変更される場合があります。
転換(交換)単位 <sup>(※)</sup>	【小口】金地金1kg以上5kg以内(1kgの整数倍)の質量に対応する受益権口数 【大口】30万口以上の金地金の質量に対応する受益権口数

銘柄名	純プラチナ上場信託(現物国内保管型)
対象指標	プラチナ地金1グラムの現在価値(理論価格)
信託財産	プラチナ地金(純度99.95%以上)
信託報酬	年0.525%(税込み。平成22年7月2日現在) 上限年0.6195%(税込み)以内で変更される場合があります。
転換(交換)単位 <sup>(※)</sup>	【小口】プラチナ地金1kg以上5kg以内(1kgの整数倍)の質量に対応する受益権口数 【大口】20万口以上のプラチナ地金の質量に対応する受益権口数

銘柄名	純銀上場信託(現物国内保管型)
対象指標	銀地金100グラムの現在価値(理論価格)
信託財産	銀地金(純度99.99%以上)
信託報酬	年0.525%(税込み。平成22年7月2日現在) 上限年0.6195%(税込み)以内で変更される場合があります。
転換(交換)単位 <sup>(※)</sup>	【大口】10万口以上の銀地金の質量に対応する受益権口数

銘柄名	純パラジウム上場信託(現物国内保管型)
対象指標	パラジウム地金10グラムの現在価値(理論価格)
信託財産	パラジウム地金(純度99.95%以上)
信託報酬	年0.525%(税込み。平成22年7月2日現在) 上限年0.6195%(税込み)以内で変更される場合があります。
転換(交換)単位 <sup>(※)</sup>	【大口】3万口以上のパラジウム地金の質量に対応する受益権口数

※上記転換(交換)単位は目安です。また、転換(交換)の申込窓口は指定転換販売会社となります。転換(交換)単位及び指定転換販売会社の詳細は、三菱UFJ信託銀行 純金/純プラチナ/純銀/純パラジウム上場信託(現物国内保管型)専用ホームページを御参照ください(<http://kikinazoku.tr.mufg.jp/>)。なお、管理会社・信託受託者である三菱UFJ信託銀行の店頭窓口では、本商品に係る取引および転換(交換)の取扱いはありません。

東京証券取引所 ホームページ

▼ETFの現在値

「ETFスクエア」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/esquare.html>

(注) 検索される場合には、ETF一覧の各ETFの銘柄コードをクリックしてください。

▼純資産総額、一口あたりの純資産額、対象指標価格との乖離率等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

(注) 検索される場合には、検索条件に三菱UFJ信託銀行の検索コード「15404」を入力してください。

三菱UFJ信託銀行 純金／純プラチナ／純銀／純パラジウム上場信託(現物国内保管型)専用ホームページ

▼商品概要、一口あたりの純資産額、指標価格、転換(交換)単位、指定転換販売会社等

<http://kikinzoku.tr.mufig.jp/>

投資リスク

● 金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の価格変動リスク

- ・本信託は、信託財産のほとんどを金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金で保有しますので、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の価格変動の影響を受けます。
- ・本信託は、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の東京工業品取引所における採用先物価格及び採用フォワードレートを使用して指標価格を算出しますので、東京工業品取引所の採用先物価格の変動の影響、採用フォワードレートの変化の影響を受けます。

● 為替リスク

- ・本信託で保有する金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の指標価格は、一般的に為替相場の変動の影響を受けます。また、本信託は為替ヘッジを行いませんので、本信託の一口あたりの純資産額(取引所開示)は為替相場の変動の影響を受けます。

● 信用リスク

- ・本信託は、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金のみを保有するため、信用リスクは基本的にありません。但し、消費税の相当額の授受又は信託報酬等の支払い等のために一時的に本信託が金銭を保有する場合、当該金銭を受託者の銀行勘定に貸し付けることとなるため、その範囲で受託者の信用リスクを負担することになります。

● 指標価格と一口あたりの純資産額(取引所開示)の乖離要因

- ・本信託は、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金を高水準の割合で保有することで、指標価格に連動することを企図していますが、次のような要因があるため、結果として指標価格と一致した推移をすることをお約束するものではありません。
- ・消費税等の相当額の授受又は信託報酬等の支払い等のために一時的に金銭を保有する可能性があり、本信託の信託財産はすべてが金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金のみとはならないこと。
- ・信託報酬等のコスト負担があること。
- ・信託設定(追加信託を含みます。)時に受託者が消費税等の相当額につき本信託に貸付けを行った場合においては当該消費税等の相当額が本信託に還付されるまでの間の借入金の金利負担があること。

● 一口あたりの純資産額(取引所開示)と金融商品取引市場での売買価格の乖離

- ・本受益権は、金融商品取引市場において、一口あたりの純資産額(取引所開示)より高い価格で取引されることもあれば、低い価格で取引されることもあります。また、受託者が算出して公表する一口あたりの純資産額(取引所開示)は、算出日当日の貴金属取引の結果を基に算出するものですので、実際に金融商品取引市場で売買する時点での一口あたりの本受益権の価値を表章したものではありません。

● 流動性リスク

- ・取引相手がいないため、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金を売却できない場合があります。
- ・天変地異、商品市場、為替市場、輸出入手続若しくは税制等政府規制の影響、取引量が多いことによる影響、又は政治、経済、軍事若しくは通貨等に係る非常事態の発生その他やむを得ない事情により、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の売却が困難又は適正な価格での売却が困難である場合があります。
- ・本受益権は金融商品取引所に上場される予定ですが、活発な取引市場が形成されることは保証されていません。本受益権を売却(又は購入)しようとする際に、需要(又は供給)がないため、希望する時期に希望する価格で売却(又は購入)することができないリスクがあります。

## ● 一定の関係者への依存リスク

・本信託は、委託者による信託財産（貴金属）の抛出、カストディアンその他本信託の重要な関係者に対する業務の委託等を基本的なスキームとしています。したがって、本受益権の取引市場における流動性は、委託者による追加信託の有無及び程度に影響を受けるほか、本信託は、カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散等が生じた場合において、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないときは、本信託の終了、上場廃止を含む重大な影響を受ける可能性があります（したがって、例えば、一部の業務及び地位を承継又は代替する後任候補者がいるに過ぎない場合には、かかる重大な影響を受ける可能性があります。）。

## ● その他の留意点

### ■ 金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の店頭小売価格や海外公表価格との違い

・本信託の指標価格は、東京工業品取引所の採用先物価格を基に算出する現物価格であり、日本における金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の店頭小売・買取価格や海外で公表される取引価格とは異なります。

### ■ 信託設定、転換の中止・延長

・本信託は、天変地異、商品市場、為替市場、輸出入手続若しくは税制等政府規制の影響、取引量による売買、輸送若しくは保管への影響、又は政治、経済、軍事若しくは通貨等に係る非常事態の発生その他やむを得ない事情がある場合は、受託者の判断により、信託設定（追加信託を含みます。）、本受益権の転換請求の受付又は転換手続の中止若しくは中断又は転換手続の延長等を行うことがあります。

### ■ 金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の紛失、盗難、詐欺等

・本信託は、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金を保有するため、当該金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の一部又は全部が紛失、損傷、盗難又は毀損するリスクがあります。また、詐欺等により金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の一部又は全部が賈物となってしまうリスクがあります。この場合において、受託者及びカストディアンが自己に課された善管注意義務を果たし、管理の失当がないと認められる場合は、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。

・本信託では、天災（地震、火災等）や、戦争、テロ行為及びそれらに付随して発生する行為により、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の一部又は全部が、紛失、損傷、盗難又は毀損するリスクがあります。この場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。

・本信託では、受託者は保有する金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金について、金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の保管業務を行うにあたり一般的に適切と認められる保険を受託者が合理的と判断する範囲で維持しますが、付保の範囲や条件が十分でない可能性があり、その場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。

・本信託で保有する金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金が紛失、損傷、盗難又は毀損し、ある当事者が本信託に対する責任を負う場合、当該責任を負う当事者は、本信託の請求に応じるに足る財源を有していない可能性があり、その場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。

### ■ 訴訟費用

・本信託では、受託者は、自己に課された善管注意義務を果たしたにもかかわらず信託財産の紛失や盗難、詐欺等が発生した場合、信託財産に対して訴訟等の法的手段を提起された場合等には、受益者の権利を守るために訴訟その他の法的手段を行う可能性があり、その場合、弁護士費用その他の訴訟等に関する費用を本信託が負担する可能性があります。

### ■ 配当・分配金

・本信託では、原則として配当・収益金の分配は行いません。

### ■ 市場リスク・システムリスク等

・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

### ■ 上場廃止

・以下の事由が生じた場合、受託者の判断で、本受益権の上場を廃止することにより、本信託は終了する可能性があります。

▶採用先物価格が廃止された後、代替物を定めることができず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき

▶本信託の純資産総額（取引所開示）がそれぞれ金10億円・プラチナ5億円・銀3億円・パラジウム2億円（平成25年7月21日以降はいずれも20億円）を下回ったとき

▶受託者が、本信託を終了することが受益者に有利であると判断したとき

▶受託者が、本信託の継続が困難であると判断したとき

▶委託者その他の重要な関係者について、東京工業品取引所での取引停止その他信託財産の取扱いが困難となる事由が発生したとき

### ■ その他

・本信託に適用される法令・税・会計基準等は、今後変更される可能性があります。会計の取扱いや税の取扱いが変更となることで、本信託の税負担が増大し、又は本信託の維持が困難になる可能性があります。

租税の取扱いは以下のとおりです。但し、租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがあります。

### ① 個人の受益者に対する課税

#### ● 本受益権の売却時

本受益権を売却する場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率となります。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です）。

但し、平成23年12月31日までは、10%（所得税7%及び地方税3%）の軽減税率が適用されます。

差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。

#### ● 本受益権の転換時

本受益権を転換し金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金を取得する場合は、一部の解約と評価され、当該一部の解約により受益者に交付される金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金及び金銭の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされますので、取得価額との差益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。その取扱いは、上記「本受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

また、本受益権の転換によって金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金を取得する行為は、消費税等の課税対象となりますので、転換価額の5%の消費税等相当額を転換請求時に小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて受託者に支払う必要があります（本受益権の購入価格の5%ではありませんのでご留意下さい）。

なお、本信託では、本受益権の転換時に、一口あたりの金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の標準純度質量に当該転換請求に係る小口転換必要口数又は大口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が、当該転換請求に基づき転換される標準金地金・標準プラチナ地金・標準銀地金・標準パラジウム地金（以下「標準地金」といいます。）それぞれの標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準地金を売却し、当該売却代金は受益者に帰属しますが、当該行為についても、上記の譲渡益課税の課税対象となり、かつ、当該転換請求時に消費税等の相当額を受託者に支払う必要がありますのでご留意下さい。

#### ● 償還金の受取り時

本信託の終了により交付を受ける金銭（以下「償還金」といいます。）の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされますので、取得価額との差益（譲渡益）は譲渡所得として20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です）。

但し、平成23年12月31日までは、10%（所得税7%及び地方税3%）の軽減税率が適用されます。

償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

### ② 法人の受益者に対する課税

#### ● 本受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### ● 本受益権の転換時

本受益権を転換し金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金を取得する場合は、一部の解約と評価され、当該一部の解約により受益者に交付される金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金及び金銭の全額と取得価額との差益（譲渡益）が他の法人所得と合算して課税されます。その取扱いは、上記「本受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

また、本受益権の転換によって金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金を取得する行為は、消費税の課税対象となりますので、転換価額の5%の消費税等の相当額を転換請求時に小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて受託者に支払う必要があります（本受益権の購入価格の5%ではありませんのでご留意下さい）。

なお、本信託では、本受益権の転換時に、一口あたりの金・プラチナ・銀・パラジウムそれぞれの地金の標準純度質量に当該転換請求に係る小口転換必要口数又は大口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が、当該転換請求に基づき転換されるそれぞれ標準地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準地金を売却し、当該売却代金は受益者に帰属しますが、当該行為についても、上記の譲渡益課税の課税対象となり、かつ、当該転換請求時に消費税等の相当額を受託者に支払う必要がありますのでご留意下さい。

#### ● 償還金の受取り時

償還金の全額と取得価額との差益（譲渡益）が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税されます。

● 当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としていたものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

● ETFは値動きのある貴金属地金・有価証券等を投資対象としますので、連動対象である指標及び外国為替相場の変動、組入有価証券等の価格の変動、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格又は基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

● ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

● 当資料は、平成22年6月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

● 本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。